

しるべ通信

第21号 (2021年晩秋号)

しるべ総合法律事務所 令和3年10月8日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

未曾有の急拡大でどうなることかと不安だった新型コロナウイルス感染症の第5波もようやく下火となり、全国全てで緊急事態宣言もまん延防止等重点措置も解除となりました。まだまだ都道府県によっては独自の緊急措置がとられてはいますが種々の緩和策が実施されて、これまで長い期間営業の自粛を余儀無くされていた飲食店や観光業などとこれに関連する業界にも復活の見通しが立つようになったことは有り難いことといえましょう。他方で崩壊直前（崩壊していた病院等もあったかもしれません）に至った医療関係の方々のご尽力には頭が下がります。第6波の襲来も予想される中、私どももこれまで以上に感染予防を心掛けることを忘れてはならないでしょう。

閑話休題。さる9月21日の中秋の名月は当地では生憎雲で遮られて満月を拝むことができませんでした。8年振りの満月に当たるとのことで鮮やかな清涼感をもたらす月を期待したのに残念でした。さて、中秋の名月は旧暦の8月15日の月のことをいうのですが、月の満ち欠けの周期は平均で約29.53日といわれ、旧暦は月の周期を考えて修正をしているものの、暦の日数は整数単位のため1年間の日数にどうしてもずれが生じてしまい、8月15日に満月になるとは限らないそうです。ネットで見つけたフリー素材の満月の写真を掲げておきます。

(弁護士 相羽洋一)



photoAC ひろあき@ぼっちたび

法窓漫筆

河村市長金メダル生齧り事件雑感

弁護士 宮 本 増

開催の是非を巡って議論の喧しかったオリンピックも無事終了し、開始賛成派反対派を含め多勢の人たちがテレビ観戦を楽しんだのであるが、スポーツ観戦大好きな私もその一人である。ところが、このスポーツの宴が終焉した直後、興奮の余韻が残っているさ中に表題の河村市長の金メダル生齧り事件が発生し、世間を大いに賑わせ、同市長は世論の袋だたきに遭って陳弁謝罪に追われる始末となったことはご承知の通りである。

そもそもオリンピック入賞メダルを選手たちが齧ること自体、一体どのような意味があるのか解しかねるのであるが、多くは報道カメラマンの求めで、ああしたポーズになることが多いようで、おそらく河村市長もそうした風景を見て選手と共に喜びを表現するパフォーマンスのつもりで並みいるカメラマンにいいポーズを提供したつもりであったと思われる。ところが世間はそうとはとらず、若い選手が獲得した貴重なメダルを年寄りの市長が選手に断ることもなく、いきなり齧るとは無礼醜悪であり、ましてコロナ禍の拡大が畏怖されている時期に、感染防止の観点からもこれにそぐわない愚行と決めつけられてしまったというわけである。日頃から市民の前でおどけた言葉遣いと行動を見せるご愛敬で喝采を受けることが得意であった同市長のこのあたりの感覚が、時代にそぐわない頓珍漢なものになってしまったという次第である。

さて、そんなメダル齧りであるが、法的にはどのような評価を受けるのであろう。まずはメダル所有者であり選手の法的に保護されるべき権利を侵害したのであろうか。どうもそうとまでは言えないようである。メダルは刑法上の器物とみての器物毀棄損壊、それに選手の人格に対する侮辱などの罪が想定されるが、メダルに歯形が残ってしまったならともかく、形状的には毀棄損壊はないようである。もっとも、古い大審院の判例には大切な食器に放尿した行為を器物損壊とした事例があり、オリンピック組織委員会がこのメダルを取り替えるとも言っているから、結論の断定は難しいかもしれないが、同市長にメダルの価値を低下させようという意図すなわち犯意のなかったことは間違いなさそうである。侮辱の罪についても選手を貶めるつもりでなかったことは、その場の雰囲気から明白だし、選手にもそのような被害感情があったとも報じられていないところである。また、この前後に同市長が選手に話しかけた言葉がハラスメントに当たるとの批判もあるらしい。職場の上司ではない同市長にパワハラはありえないのであるが、やみくもに女性に対し結婚の有無やその意思を問いかけるのは、いささかセクハラ気味ではあるものの、その場のやりとりの詳細が分からないので、立ち入ることは控えたい。

この事件を通じて感じることは、人と人との接触に対するありようが一昔前とはすっかり変わってきており、このあたり年寄りは大いに肝に銘じ、何もかも昔通りでは通用しないことを勉強すべきである。この勉強を怠ったのが河村市長であるが、今回の件をしっかりと教訓とされたいところである。ただ、ご愛敬では許されないとしても、この時代遅れをよってたかつて袋だたきするのはいかながなものであるというのが老漫筆子の偽らざる思いでもある。

相続問答あれこれ (19)

相続法の改正について(5)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 この前のご説明では、相続法の改正によって、相続開始の時点で相続人の建物に住んでいた配偶者は、その遺産である建物について死ぬまでのかつ無償（タダ）の居住権（配偶者居住権）を取得することができるということでしたね。

A そうです、それまでその建物に住んでいた配偶者の居住権を保護しようとする改正です。ただし、配偶者がこの配偶者居住権を取得できるのは、遺産分割の結果配偶者居住権が認められたときか、配偶者居住権を遺贈したときか、配偶者の申立てによって家庭裁判所が所有者の不利益を考慮しても配偶者の居住を認める必要があると認めたときに限られます。

Q 2 もしそれらの条件に当てはまらない場合は配偶者はすぐに追い出されてしまうのでしょうか。

A それでは配偶者に余りに酷ですから、その建物に無償で居住していた配偶者については、遺産分割で他の相続人が所有することに決まった日又は相続開始の時から6か月を経過した日の遅い方までの間（仮に保証期間と呼んでおきます。）、一時的な居住権が認められています。これを配偶者短期居住権といいます。

無償で居住していた配偶者に限っているのは、有償の場合被相続人との間で賃貸借契約があるはずですから、原則的に借地借家法によって保護されるからです。

Q 3 配偶者短期居住権が期間満了などによって消滅したときは、建物を明け渡さなければならぬのですか。

A 建物の所有者は先に述べた保証期間を経過した後は配偶者短期居住権の消滅を請求できますので、配偶者は明け渡しをしなければなりません。しかし、配偶者は建物の所有権を取得した人と賃貸借契約を結ぶ交渉をして、契約が成立すれば家賃を支払って建物に居住することが認められます。

Q 4 その家賃の額はどうやって決めるのですか。

A そうですね、それは専門家（不動産鑑定士等）に尋ねて決めるのが正確ですが、大体的に見当で話し合いで決めるのでももちろん構いません。

Q 5 分かりました。ところで使用者が一人住まいで高齢になり、高齢者施設に入らなければならなくなったようなときはどうなりますか。

A 施設から帰ってくる見込みが全くないときは、居住権は失うことになるでしょうね。むしろそうなったら居住権を返上した方がいいのじゃないでしょうか。住んでいる訳でもないのに家賃を支払わなければならないのですから。

Q それもそうですね。よく分かりました。ありがとうございました。

落ち葉の「被害」

弁護士 原 田 彰 好

1 今年も2か月余を残すのみとなり、木枯らしが吹く季節になります。コロナの収束もまだ目途が立たないまま年末に向かって行きます。少し時期が違うかも知れませんが、夏から秋にかけては、よく近所の落ち葉の苦情を聞きます。隣家の落ち葉が風で飛んできて雨樋が詰まる、何とかならないか！という苦情です。

2 柿などの果実については、果実を木から「分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する」旨の規定（民法89条1項）があり、果実採取時の樹木の所有者等、果実を採取する権利のある人の所有となります。隣家所有の柿の枝が境界を越境して自己の土地上で実を付けた場合でもこれを取って食べることは許されません。なお、越境した枝については、その剪定・切除を樹木所有者に請求することができます（民法233条1項）。

他方、落ち葉の所有者が誰かが書かれた書物は見たことがありません。おそらく果実は“価値ある物”で、落ち葉は“価値ある物”とは考えられていないからではないかと思います。

3 ところで、隣家の樹木の落ち葉については、それが飛来して現に被害を発生させており、かつ被害を被る側では隣家の樹木を伐採する権限はないのだから、隣家に対して「何とかしてくれ！」という請求ができるのではないかと考えることもできそうです。

実は、落ち葉の被害について判決があります（最高裁判決昭和61年7月14日）。国が管理する一級河川の堤防に大きなケヤキの木が4本あり、そこから東方約20mに居住する近隣住民が、住宅に落ち葉が飛んできて雨樋を塞ぐなどの被害を受けているとして、国に対し土地建物の所有権等に基づきケヤキの木の切除や損害賠償を請求した事件です。原審は、落ち葉被害の時期は1年に1か月足らずで、落ち葉の清掃も容易であり、落ち葉の近隣住宅への侵入は自然現象でもあるから、住民の被害は「受忍限度（後述）」を超えないとして請求を棄却しました。最高裁判所もこの原審判決を是認しました。

しかし、どんな場合でも落葉による被害について同様の結論になるとはいえないと思います。隣家の樹木植栽の方法が周りの迷惑を考えないような悪質と思われる場合には、隣家の故意又は過失が認定されて、不法行為の成立が認められる可能性もありそうです。要は、実際の状況によって結論に違いがあるものと思います。

4 参考までに「受忍限度」について、工場からの騒音や粉じんの被害を訴えて近隣住民が工場経営者に対し操業差止や損害賠償を請求した事件で、最高裁平成6年3月24日判決は次のように判示しています。「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受任すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。」と。外の事件にも当てはまりそうですね。

老舗の創業年が正確でないのに…

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 事案の概要

最近新聞などで報道されましたからご存知の方も多いと思いますが、この裁判の事案を簡単に説明しますと、京都の老舗和菓子店 S ハッ橋総本店（以下「S」といいます。）は、菓子ハッ橋の販売で有名ですが、店の暖簾や看板、ディスプレイなどに「創業元禄二年」とか「味は伝統」（これらの表示を「本件表示」といいます。）などと表示していました。ところが、菓子ハッ橋の販売で競業する同じ京都の老舗和菓子店 I ハッ橋本舗（以下「I」といいます。）が、S の本件表示は、その創業又はハッ橋の製造開始が元禄 2（1689）年である等、正当な根拠に基づかず、同店が製造、販売する商品及び役務の品質等を誤認させる表示であるから、本件表示を表示する行為が、不正競争防止法 2 条 1 項 20 号の不正競争行為（品質等誤認表示）に該当すると主張して、S に対し、暖簾等に本件表示をすることの差止、本件表示を付した暖簾等の廃棄及び損害賠償を請求して訴訟を提起しました。

2 品質等誤認表示

「不正競争防止法は、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引社会を前提に、経済活動を行う事業者間の競争が自由競争の範囲を逸脱して濫用的に行われ、あるいは、社会全体の公正な競争秩序を破壊するものである場合に、これを不正競争として防止しようとするもの」です。そのうち、商品やその広告などにその商品の原産地、品質、内容、製造方法などについて誤認させるような表示をするなどの行為を品質等誤認表示行為とか品質等誤認惹起行為と呼んで、不正競争行為の 1 つとしております（同法前記条項号）。欺罔的な商品表示や宣伝などでユーザーに品質等を誤認させて営業をすることは自由競争の範囲を逸脱するとの考えに基づきます。

3 第 1 審の判決等

第 1 審の京都地裁の判決の判断は次のようなものでした。

本件表示は、S のハッ橋の製造販売という事業自体が元禄 2 年（西暦 1689 年）から始まったことを表示し、S の事業によるハッ橋が元禄 2 年から製造販売されていることを表示するものといえ、需要者にそのように認識される可能性があるとししました。そして、S が大正時代に事業譲渡をしてくれた第三者の祖先が創業した年月日は不詳であることを認め、S の菓子の来歴に関する主張についても、何ら明確な根拠は存在しないけれども、新製品をも含め各店各種の商品が売れているハッ橋の業界の現状などから見ると、本件表示も需要者にとっては、S が江戸時代に創業し、S の菓子の製造販売を始めたようであるとの認識をもたらす程度のものにすぎないと推認できる。本件表示は、いずれも商品の品質及び内容の優位性と結びつき、需要者の商品選択を左右するとはいえないから、品質等誤認表示とはいえないとして I の請求を棄却しました（京都地裁令和 2 年 6 月 10 日判決 https://www.courts.go.jp/jppp/files/hanrei_jp/662/089662_hanrei.pdf）。I は控訴しましたが控訴審も敗訴し、上告受理の申立もしましたが先般上告を受理しない決定が出て判決が確定しました。

穏当な判決と思いますが、広告には競業者の目という観点も考慮すべきですね。

温暖化について一言

弁護士 谷 口 優

NHK 文化講座へ2年位前から通うようになり、そこで地学に関する講座を受講しました。その話をヒントとして、温暖化について一言申し上げたく思い、テーマとさせて頂きました。素人の藪にらみのお話ですが、ご一読ください。

1. 温暖化のメカニズムとその回避の方策

温暖化は、地球の気候系の平均温度が長期に上昇する現象です。全地球的現象として捉えられている気象現象です。何故これが問題とされるのかは、人間の活動によりもたらされたものであり、一部の地域に限定されることなく全地球に及ぶ現象だからです。この現象が問題とされるのは、海面の高温化による水蒸気の増加、それに伴う巨大台風の出現、降水帯の出現による豪雨の発生それによる洪水、山崩れ等の発生という、甚大な被害をもたらすからです。このまま人間の活動が継続されれば、上記気象現象は頻繁となり、人間社会に未曾有の被害をもたらすこととなるからです。その発生の原因となっているのが二酸化炭素の増加です。二酸化炭素が増加すると、温室効果をもたらす。その効果により発生した温度が上昇し、熱エネルギーは地球外へ放出されることがなく、滞留するからです。二酸化炭素の増加は人間の活動によってされたものなら、人間が二酸化炭素の発生を抑制すればその増加は抑えられます。しかし既に発生して滞留している二酸化炭素をどうするのか。滞留している二酸化炭素が減少しない限り豪雨や、巨大台風の出現は抑えることが出来ないからです。これへの対応は、地球上に生育している樹木の光合成(炭酸同化作用)により、二酸化炭素を植物が吸収し、酸素を生産する現象により達成しようとする事です。したがって二酸化炭素の発生を抑えたとしても、上記自然の猛威を押されるには相当に期間を要するのです。

2. 二酸化炭素の存在の有意性について

上記したように現在の地球では二酸化炭素は嫌われ者ではありますが、それは地球になくてはならない物資でもあります。上記しましたように地球を取り巻く二酸化炭素は温室効果ガスとして、地球の熱が地球外へ放出されることを防ぐ効果があるから、夜になっても温度が急激に低下することを防いでくれているのです。二酸化炭素は太陽から放射される熱を遮り、吸収してくれ著しく高温になることを防いでくれているのです。極端な話ですが、二酸化炭素の量が減少してくると、それによる温室効果は、奪われ地球は寒さが厳しい惑星へと変貌することになります。従って二酸化炭素を減らすことが人間に益をもたらすことでないことも忘れてはならないのです。

3. 過去の地球に生じた気候状態を教訓として

地球は約46億年前に誕生し、灼熱の状態から、冷えて、海が生成され、大気が形成されました。大気の成分として二酸化炭素も存在しました。その大気や海が失われることなく営みを続け、原始生物が誕生し、現在に至るまで植物や動物が営みを続けています。その生成には大気の存在、海の存在が欠くべからず大切なものだったのです。

太陽系の他の惑星に目を転じますと、地球型の惑星としては、金星、火星が思い浮かびます。これらの惑星にも大気があり、海があった時期はあったと言われています。人工衛星による探査で、火星には、大気も海もあった。海があった証として地表に水で削られた跡が認められると発表されています。また大気も存在したが、小惑星の衝突などにより、吹き飛ばされ、その結果、海を宇宙へ霧散したと考えられています。現在火星で探査活動が続けられています。生物の発見や地中にドライアイスや氷の地域が発見されるのではという期待がされています。

話は地球から離れたので、今一度地球に戻します。地球は火星と比較して大気があり、海があります。そのお陰で生物の誕生という現象が起こりました。原始的な生物であるウイルスや細菌などが発生し、それが大繁栄した時代があったそうです。それは約35億年前のことだとのことです。その時代の化石などで年代計測がされています。その時代は光合成をする細菌が大繁栄したことから、大気中の二酸化炭素を細菌が吸収し、酸素を放出したことから、二酸化炭素の量が地球上から急激かつ大量になくなり、その結果、温室効果が損なわれ、地球が冷え全球凍結する状態となったことが確認されています。その証として赤道辺りにも氷河が形成されていたことが地質調査により確認されたからです。このように地球が全休凍結したのは、二酸化炭素が減少欠乏した結果であることによります。

地球の全休凍結は、7億年前にも起こっています。それは細菌の大発生によるものではありません。地球上に植物が大繁栄し、そのため二酸化炭素が減少し温室化効果が奪われ地球が冷えたことによるのであると、調査結果が示しています。

4. 最後に

この過去の現象を十分わきまえて、我々人間は温暖化現象を捉える必要があります。過度な二酸化炭素の発生の削減および滞留する二酸化炭素の減少は、場合によっては、地球の低温化、穀倉類の生産の減少を招き飢餓を広げることになるからです。



高校時代の記憶

弁護士・社会保険労務士 渡 邊 真 也

先日、書店の新書コーナーに立ち寄ったところ、ある本に目がとまり、半ば衝動的に購入しました。その本は「権威と権力」（岩波新書）という書名で精神科医のなだいなだ氏が書かれたものです。最初は書名に目がとまったのですが、それよりも気になったのは著者でした。私は高校生のとき、教師から同氏の「民族という名の宗教」（岩波新書）を勧められ、購入した記憶があります。同書を私に勧めてくれたのは「現代社会」という科目の教師だったのですが、比較的若い男性の（おそらく非常勤）教師だった他に、教師の名前すら覚えておらず、そもそも薦めてくれたきっかけすら思い出せません。ただ、高校時代の教師で記憶に残っているのは

部活動の顧問と何故か担任でもない"現代社会"の教師くらいで、しかも部活動で高校に進学した私はエネルギーの全てを部活動に注ぎ込み、授業など苦痛でしかなかったのですが、"現代社会"は無知な私に世の中の仕組みを教えてくれる面白い授業で、この授業だけは楽しみにしていた記憶です。

当時購入した「民族という名の宗教」は、今も私の手元に残っています。奥付を見ると1998年12月8日17刷となっていますので、高校3年生か、或いは大学入学後に購入したのかも知れません。これまで何度か引っ越しを経験していますが、処分することなくずっと手元に置いていることになります。購入当時の私にとっては少し難しい本で、恥ずかしながら内容が強く印象に残っている訳でもないのですが、処分することなくずっと我が家の書棚に存在しているのは我ながら不思議です。同書をみると"現代社会"の教師を思い出し、何となく処分できなかったのかも知れません。

話が逸れましたが、書店で著者名を見て高校時代を思い出し、「権威と権力」というタイトル自体も興味深いものでしたので購入しましたが、本書を開いて改めて驚きました。「権威と権力」は「民族という名の宗教」の姉妹書で、出版の順からすると「姉」になります（「権威と権力」が1974年出版、「民族という名の宗教」が1992年出版）。ここまで来ると何故「民族という名の宗教」を読んだとき、その前編とも言える「権威と権力」を読まなかったのか、もっと言えば何故教師は「民族という名の宗教」だけを私に勧めたのか、或いは勧められたのかも知れませんが私の記憶には残っていません。当時それほど内容に興味を持てなかったのかも知れませんが、だとすると何故20年以上もの間、処分することなく手元に置き続けていたのか自分の事ながら色々と謎は深まるばかりです。ただ単に物持ちが良いだけなのかも知れませんが。

いずれにしても、20年以上のときを経て漸く前編たる「権威と権力」を読んでみましたが、これがまた50年近く前の本であるにも関わらず非常に新鮮な視点で書かれており、特にコロナ禍における現在の社会に当てはめてみると、よりいっそう興味深く読めるものでした。詳しくは是非とも同書を手にとってお読み頂きたいのですが、私たちは意識的にも無意識的にも何らかの「権威」に依存していることを痛感させられました。コロナ禍ではウイルスの危険性、ワクチンの安全性など専門家の間でも色々な意見が飛び交っています。私たちは医学的知識に乏しいなかで専門家の意見、より正確には専門家の意見を編集したマスメディアからの情報を参考にしつつ、自身の寄って立つ立場を形成していくのですが、情報の専門性が高くなるほど内容ではなく、発信者の属性のみで判断しているように思われます。逆に言うと、発信者からすると権威を利用して全体の意見をある一定の方向に向けていくことも可能であり、実際に権威を利用して国民を一定の方向に扇動した事例も歴史的には多数存在していることに気付かされます。

権力の怖さは以前より認識されていますが、権威も使い方、使われ方次第で非常に恐ろしいものになることを、偶然にもコロナ禍という現在進行形の事象を通して考えさせられるものでした。

その「投資」ちょっと待って！

弁護士 鈴木 亮 平

1 コロナ禍において、株式などへの「投資」に関心を持つ人が、特に若い世代で急増しています。実際、ネット証券大手の楽天証券では、昨年の新規口座開設者の3分の2が20代から30代となっており、新規口座開設者に対するアンケートでは「新型コロナの影響で生活防衛の意識が高まった」と回答する割合が最も多くなっていることから、本業とは別の収入源を投資に求める人が増えているようです。

2 日本の学教教育では、お金に関する教育はほとんど行われていないのが実情であり、お金に関する教育といえ、ほとんどの人が親から「貯金しなさい」と言われることくらいだと思います。実際、日本では、家計の金融資産に占める「預貯金」の割合が最も多くなっており、何も考えずに貯金だけをする人が極めて多いことから、日本人はマネーリテラシー（お金の知識）が低いと言われているようです。そういった意味では、新型コロナウイルスは、日本人のマネーリテラシーを向上させるきっかけになったのではないかと思います。

3 しかし、投資に関心を持つ人が増えるのと同時に、投資詐欺の被害も増加しています。新しく投資を始めた人の中には、投資についてきちんとした知識がないため、投資を簡単にお金儲けができる方法であると勘違いしている人もおり、そのような人は「確実に（必ず）儲かる」という嘘の投資話に簡単に騙されます（大学生などに多いです）。また、中には、インターネットの交流サイトなどで知り合った人から投資話を持ちかけられ、その話を信じ、自分が何に投資しているのかわからないまま、相手に言われるままに出資し、お金を騙し取られる人もいます。あり得ない話と思うかもしれませんが、実際にこのような相談を受けています。

4 言うまでもないことですが、確実に（必ず）大金が儲かる投資など絶対にありません。全ての投資にはリスクが伴います。「確実」とか「必ず」といった投資話は全て詐欺です。また、利回りが月10%というような、通常ではありえない利回りが設定されている投資も全て詐欺です。通常の投資商品の中にそのような投資商品はありませんし、仮にそのような通常あり得ない投資商品が本当に存在していたとしても、一般市民の間に回ることはありません。

5 投資をする際には、「いかにお金を稼ぐか」ではなく、「いかに損をしないか」という視点を持つことが極めて重要です。そしてそのためには、その投資商品についてきちんと勉強し、細かいところまで理解する必要があります。自分の理解できていないものには絶対に投資をしてはいけません。自分の理解できていないものに投資をすると、その投資話の「嘘」を見抜けずに詐欺被害に遭ったり、最悪の場合には自己破産を選択しなければならなくなったりするおそれがあります。

仮に投資詐欺の被害に遭った場合、そのお金を取り返すことは簡単ではありませんので、もし通常ではありえない上手い投資話を持ちかけられた場合には、投資をする前に詐欺である可能性を疑い、詐欺であるような場合には警察や弁護士に相談することをお勧めします。

鉄道趣味に関する一考

弁護士 間 瀬 大 輝

1 鉄道旅行

「鉄道が趣味です」と人に言われたら、あなたはその人にどのような印象を持つでしょうか？私はというと、特にプラスにもマイナスにも思いません。私自身、学生の頃から、青春18きっぷ（JRの鈍行列車に1日乗り放題）を利用して登山や旅行によく行っていたからです。私の実体験で感じたところでは、出発地から目的地まで片道3～4時間を日帰りするのが、目的地で観光する時間を十分にとることができ、かつ、費用的にもおトクだと思います。

青春18きっぷを利用した日帰り旅行について例を挙げると、名古屋を出発地とするのであれば、神戸、奈良、静岡、松本、高山などがあります（私自身、青春18きっぷでの日帰り旅行を実際にしたことのある地域でもあります）。青春18きっぷは、電車に乗っている時間が長い、ロングシート（通勤電車のタイプ）の車両は辛い、必ず座れる保証もないという点は承知の上で利用する必要がありますが、上手く使えば便利なきっぷです。

2 鉄道趣味のいろいろ

このように、私自身、鉄道を利用した旅行が好きなのですが、鉄道趣味には、撮り鉄（鉄道写真を撮るのが好き）、乗り鉄（鉄道に乗るのが好き）、音鉄（発車メロディーや走行音を録音する）など様々な楽しみ方があるようで、私はどちらかというとも乗り鉄に分類されるのだと思います。単に目的地での観光を楽しむだけなら、新幹線や有料特急を利用した方が良いのは当然ですが、鈍行列車で街並みや風景が変わっていくのをゆっくり眺めるのも楽しいと思うのです。

3 鉄道趣味もほどほどに

テレビやインターネットでニュースを見ていると、撮り鉄の人達が珍しい列車を撮影するためにプラットフォームの一部を占拠したり、線路や敷地に侵入したりといったニュースが取り上げられることがあります。こういった行為は、刑法125条の往来危険罪（2年以上の有期懲役）や刑法129条の過失往来危険罪（30万円以下の罰金）まで成立することまではないにしても、鉄道営業法37条の「停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス」にあたる可能性があります。ちなみに、「十円以下ノ科料」とありますが、これは明治時代の通貨の価値が前提となっており、現在では1000円以上1万円未満の科料となっています（刑法17条）。撮り鉄の人達がこれらの規定を認識しているかはわかりませんが、数千円程度の科料であれば、罪の意識はそれほど感じないのかもしれませんが、趣味を持つのは良いことですが、それが犯罪行為にまで至ってしまうと、その趣味自体が潰れてしまいかねません。鉄道会社としては、個人の良心にただ任せるのではなく、珍しい列車の運行情報は公にして、人数を決めて立入りの許可をすとか、撮影者の住所氏名などを記録しておくとか、鉄道趣味を秩序立って守っていけるような対策を講じる必要があるのかもしれない。